

## 平成30年11月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年11月13日(火) 午前9時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(10人)

会長(10番) 渡邊 和夫

職務代理者(5番) 永田 熊信

(1番) 宮原 清人

(2番) 岩坂 博行

(3番) 西田 義和

(4番) 山田 成代

(6番) 白石 悌二

(7番) 平川 真由美

(8番) 内元 幸一郎

(9番) 信國 敏彦

地区推進委員

高岡 重盛

~~木崎 俊充~~

岩崎 盛光

伊東 明継

~~中竹 宏~~

~~杉本 和博~~

4. 欠席委員：農業委員(0人)

欠席委員：最適化推進委員(3人)

5. 議事日程

日程第1 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第3 議案第33号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第4 議案第34号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

日程第5 議案第35号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 富永 得治

農地係長 阿久津 裕介

## 7. 会議の概要

開会 午前9時00分

議長	<p style="text-align: center;">1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>全委員出席につき、相良村農業委員会会議規則第6条の規定より只今から、平成30年11月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p style="text-align: center;">2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、3番委員、4番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が4議案で、案件が14案件です。</p>
議長	<p style="text-align: center;">3 議 事</p> <p style="text-align: center;">議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>はじめに、議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、審議します。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>おはようございます。議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。この議案は先月取り下げてもらった案件となります。番号1、大字柳瀬字吉ノ尾、畑2筆の1,489㎡です。権利種別は、所有権移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。転用目的としましては事務所、資材置き場及び駐車場です。売買価格は2筆で1,500,000円です。以上です。</p>
議長 6番委員	<p>引き続き、本件について6番委員に報告をお願いします。</p> <p>先日、双方に立ち会いいただきましてお話を伺いました。議案に記載されていることに間違いのないことでした。以上です。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明と6番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>議案第33号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)</p>
議長	<p>議案第33号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権貸借)の承認について審議します。</p>
議長	<p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第33号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権貸借)の承認についてご説明いたします。番号1、大字柳瀬字小原ノ上及び小原及び井沢及び村ノ上、田7筆、畑2筆の計9筆の8,295㎡です。使用貸借の利用権の設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について7番委員に報告をお願いします。</p>
7番委員	<p>11月6日に農地最適化推進委員と訪問いたしまして、この案件は農業者年金受給による親子間の使用貸借によるもので、議案に記載されているとおりで何ら問題ないと思われます。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明及び7番委員からの報告がありまし</p>

議長	<p>たが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に2番から6番までは利用権の設定を受ける者と期間、賃借料が同一で関連につき、一括して事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番から6番まで一括してご説明いたします。番号2、大字柳瀬字平ノ下、田1筆の2,406㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり20,000円です。番号3、大字柳瀬字入口、田3筆の4,711㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり20,000円です。番号4、大字柳瀬字入口、田1筆の1,464㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり20,000円です。番号5、大字柳瀬字吉ノ尾、田1筆の1,363㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり20,000円です。番号6、大字柳瀬字知敷原及び新並木及び吉ノ尾、田6筆の10,401㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり20,000円です。</p> <p>引き続き、本件について順番に関係委員に報告をお願いします。</p>
議長	<p>番号2の案件は、8日に双方にお会いしまして記載されていることに間違いございません。以上です。</p>
3番委員	<p>番号3、4につきましては、議案に記載されていることに間違い</p>

7 番委員	<p>ありません。番号3は再設定で、番号4につきましては貸主さんからの熱望がありまして借りるようになったということです。以上です。</p>
6 番委員	<p>番号5、6につきましても両方の方にお会いしました。議案に記載されていることに間違いありません。以上報告します。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び関係進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に7番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号7、大字柳瀬字入口、田2筆の2,932㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は2筆の60,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について7番委員に報告をお願いします。</p>
7 番委員	<p>11月5日に最適化推進委員と伺いまして、再設定ということで議案に記載されていることに間違いありません。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び7番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>

議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、8番、9番は利用権の設定を受ける者と期間が同一で関連につき、一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号8、大字柳瀬字蔵城、田1筆の1,448㎡です。使用貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。番号9、大字柳瀬字蔵城、田1筆の567㎡です。使用貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、1番委員に報告をお願いします。</p>
1番委員	<p>11月6日に、最適化推進委員と行きまして確認しまして、異議がないとのことでした。番号9の案件は、昨日やっと貸主にお会いできまして、議案に記載されていることをお願いしますとのことでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び中竹推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか</p>
議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、10番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号10、大字柳瀬字浜ノ上及び新並木、田5筆の7,756㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受け</p>

議長	<p>る者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり25,000円です。以上です。</p> <p>引き続き、本件について6番委員に報告をお願いします。</p>
6番委員	<p>先日本人にお会いしまして、議案に記載されていることに間違いはないということでお話しを伺っております。若干5,000円ほど高いのではと、思っておりますが、タバコが良いので、いいのかなと思いました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び6番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>11番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号11、大字川辺字朝の迫、畑1筆の12,515㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり15,981円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
	<p>議案第34号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第34号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について審議します。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
議長	<p>議案第34号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてご説明いたします。番号1、大字川辺字朝の迫、畑1筆の12,515㎡です。利用権を設定する農用地及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法賃貸借の転貸で期間は5年で賃借料は10aあたり15,981円です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>（意見なしの声）</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第35号荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について</p> <p>議案第35号荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について事務局より説明をお願いします。</p>



議長	
事務局	<p>議案第35号荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてご説明いたします。番号1、大字柳瀬字蔵城、田1筆605㎡です。現地調査日は平成30年10月30日に1番委員立会のもと調査しました。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、1番委員から報告をお願いします。</p>
1番委員	<p>先月30日に農地係長と現地に行きまして、現地の状況はお手元の写真のとおりです。屋敷の前の土地でかぎ型になっており構造改善の時に水田みたいに作ってありますが、実際は水田利用はなく換地の時に水田からの地目変更がなされておらず今日に至りました。現況から農地に戻すのも難しく、農振地でもなく非農地が妥当と思われます。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明と1番委員からの説明がありましたがご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p>
議長	<p>その他</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について 12月10日(月)曜日、午後4時から</p>
事務局	<p>閉会</p>

議長	それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。
----	---------------------------------------

閉会 午前9時43分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

平成30年11月13日

相良村農業委員会

署名委員 3番 \_\_\_\_\_ (印)

署名委員 4番 \_\_\_\_\_ (印)